

基準 4 教員・職員

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（以下、学長選考規程）」に基づいて任命される。「学長選考規程」には、短期大学設置基準第 22 条の 2 を踏まえ、建学の精神を深く理解する者と定められている。

【資料 4-1-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程

令和元(2019)年度は前年度の副学長が学長に就任し、学長がリーダーシップを発揮するために、学長特別補佐を任命した（令和 2(2020)年度も継続）。学長特別補佐は、①学外会議・会合等の学長代理、②全学教授会の統括、③高大接続関連の業務を担当する。

【資料 4-1-2】八戸学院大学・八戸学院短期大学部運営会議 2 月配布資料

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では審議機関として「八戸学院大学短期大学部学則（以下、学則）」第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項に基づき、運営会議および八戸学院大学短期大学部教授会（以下、教授会）を設置している。それぞれの審議事項については、「学則」第 38 条第 2 項、第 39 条第 2 項に規定され、組織上の位置付けおよび役割は明確化が図られている。教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項、教員の人事に関する事項、各種分掌の組織および分掌内容に関する事項、学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項等は運営会議において審議し、学長が決定する。卒業の認定および学位の授与、学生の入学など、その他教学に関する重要事項等の決定に際しては、学長が教授会などに意見を求めて決定している。したがって、短期大学部における意思決定の役割と責任は明確化され機能を果たしている。

また、学長は八戸学院大学とも連携し、大学学長、各学部長・学科長、各センター長、学務部長などとの情報交換会を積極的に行い、マネジメントに生かしている。

【資料 F-3】八戸学院大学短期大学部学則

【資料 4-1-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程

【資料 4-1-4】八戸学院大学短期大学部教授会規程

本学の教学マネジメントの組織図は、図 4-1-1 のとおりである。

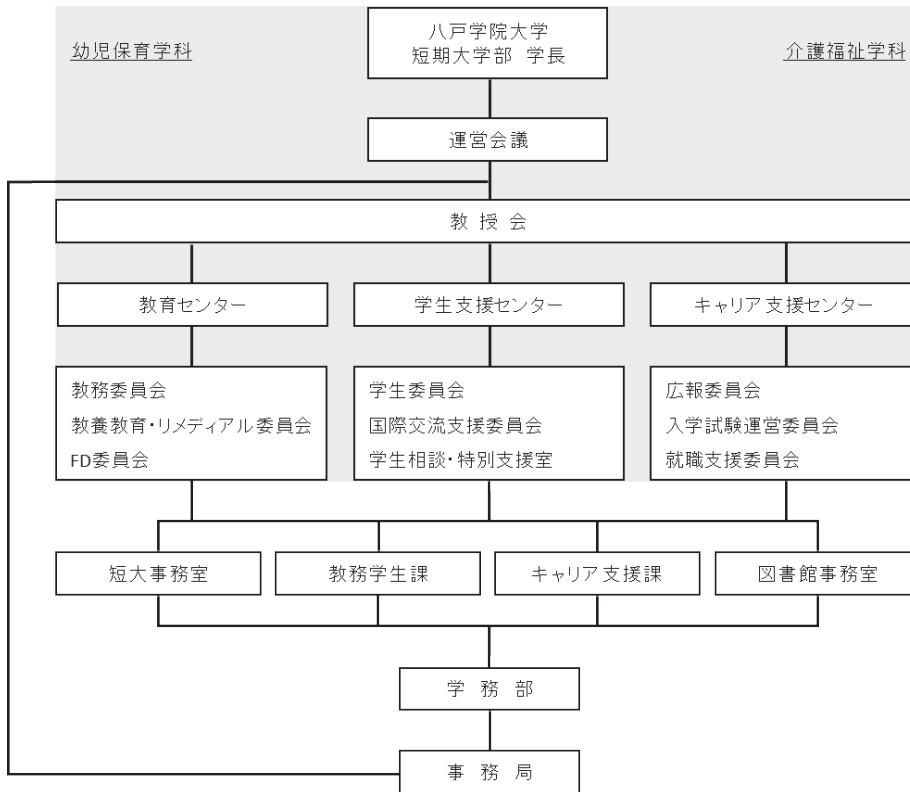


図 4-1-1 本学の教学マネジメント組織図

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育研究活動を支援する事務機能を包括する事務組織（学務部）の職制、任命および職分については、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため、事務組織の分掌について、課・室ごとの役割を「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。

職員の配置は能力・適性に応じて行っており、システム管理、図書館事務室などの専門部署には有資格者を配置している。また、語学力に優れた職員採用を積極的に行い、言語が障壁となりやすい留学生等に対しても、懇切丁寧な対応を行っている。

職員は各委員会に参加し、審議事項に係る法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論にも参加するなど、教職協働を実現している。

また、各センター会議においては、所管する担当課が会議の資料準備や議事録の作成を行っており、運営会議および教授会における教学マネジメント関連の資料作成は、学務部学務課の職員が行っている。

【表 4-2】職員数と職員構成

【資料 4-1-5】学校法人光星学院運営組織規程

【資料 4-1-6】学校法人光星学院運営組織事務分掌細則

【資料 4-1-7】令和元(2019)年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部校務分掌

【資料 4-1-8】運営会議・教授会・各センター・委員会議事録

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学長が短期大学部の使命・目的に沿って適切に意思決定を行うため、補佐体制を今後も維持する。また、教学マネジメントの遂行に必要な教職員をこれからも配置し、適切な運営と速やかな業務の執行を継続する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任については「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に運用している。採用は、教育上・組織運営上必要と認められた場合や、定年・依願・任期満了に伴う退職者の補充の際に行っている。公募制を原則としており、応募者は教員選考委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。昇任については、職位の資格、教育・研究上の業績、在任経験年数等を鑑みて、教員審査委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。いずれの委員会もその都度設置され、原則として学長によって指名された教授 5 人により構成される。

短期大学設置基準第 22 条、別表第一に基づいた本学の専任教員数は、表 4-2-1 のとおりである。また、短期大学設置基準第 20 条に基づく教員の年齢構成別専任教員数は、表 4-2-2 のとおりである。

各学科とも短期大学設置基準第 22 条および第 20 条を満たしている。

【資料 4-2-1】八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程

【資料 4-2-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程

【エビデンス集データ編 共通基礎様式 1】

表 4-2-1 短期大学設置基準に基づく専任教員数

学科・その他の組織	専任教員数					設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数
	教授	准教授	講師	助教	計		
幼児保育学科	7	5	3	0	15	8	3
介護福祉学科	2	1	2	3	8	6	2
短期大学全体の入学定員に 応じ定める専任教員数						3	1
合 計	9	6	5	3	23	17	6

表 4-2-2 年齢構成別専任教員数

	61歳以上	51歳～60歳	41歳～50歳	31歳～40歳	30歳以下	合計
幼児保育学科	4(0)	6(5)	1(0)	4(1)	0(0)	15(6)
介護福祉学科	2(1)	2(2)	2(0)	2(2)	0(0)	8(5)
合計	6(1)	8(7)	3(0)	6(3)	0(0)	23(11)

※ () 内は女性教員数

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD委員会）が主体となり、毎年度、下記のような取り組みを行っている。

【資料 4-2-1】2019年度FD委員会事業計画

●FD報告書の作成・公開

本学では、FD委員会の活動内容および授業評価結果を「FD報告書」としてまとめ、図書館で一般に公開してきた。しかし、平成29(2017)年から報告書を作成するFD委員会での役割分担が不明確である等の理由から、報告書の作成と公開が行えていない。

●学生による授業評価

教員の授業改善に資するため、各学期に学生による授業評価アンケートをWEB上で実施している。アンケートは授業態度や理解度を確認するだけでなく、授業の良かった点や工夫してほしい点などを学生が自由に記述できる書式にしている。

アンケート結果はWEB上で随時自動集計され、教員が各自で確認できるようになっている。

【資料 4-2-2】授業アンケート集計結果

●教員による授業評価・公開授業

教員による授業評価のため、教員相互の授業参観を行っている。参観した教員はWEB上で「教員相互の授業評価アンケート」を記入し、提出する。アンケート結果は参観を受けた教員が授業改善に役立てる材料として活用できるようにしている。

また、学外への授業公開のために、セメスターごとに1週間の期間を設けている。

【資料 4-2-3】2019年度授業参観の実施状況

●FD研修会（ワークショップ）

毎年度、八戸学院大学と合同でFD研修会（ワークショップ）を開催している。令和元(2019)年度は地域経営学部地域経営学科の玉樹真一郎特任教授による「IRとEM基礎から本学への導入まで」をテーマとした講演とワークショップを行った。参加者数は、本学および大学の教員、事務職員合わせて64人（昨年度54人）であった。

【資料 4-2-4】2019年度FD研修会報告書

●FDネットワーク“つばさ”

本学は、大学間連携FD活動を行うプロジェクトである「FDネットワーク“つばさ”」の連携校であり、各種セミナーに教員や学生が参加している。令和元(2019)年度は、第23

回 FD ネットワーク”つばさ”FD 協議会に参加し、研修や情報交換を行った。

【資料 4-2-5】第 23 回 FD ネットワーク “つばさ” 報告書

●授業支援システム研修会

本学では教学上のウェブシステムを導入しており、毎年度、新任教員をはじめとする全教員を対象に「はちがくキャンパス WEB 授業支援システム研修会」を実施している。

【資料 4-2-6】WebClass 説明会用テキスト 教員の方向け

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学設置基準第 22 条および第 2 条に基づいた教員の確保と配置のため、引き続き、専任教員数および年齢構成を考慮した教員の採用・昇任等を行う。

教育の質保証に向けて、FD 協議会などの外部研修会への本学教員の参加および FD 委員会による全教員に対する授業支援システム研修会を今後も継続する。ここ数年作成できていない「FD 報告書」については、委員会内での役割を明確にし、作成を再開させる。

令和元(2019)年度から事業の簡略化を図るため、各種アンケートを全て WEB 上で実施したことで実施率は増加したが、回収率は紙上で実施していた時よりも減少している。また、公開授業に関しても教員の参加率が減少しているため、各学科の FD 委員が学科会議などを通して周知を徹底し、授業評価アンケートや授業参観を推進する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上のための研修を行っていた。平成 29(2017)年 4 月 1 日に大学設置基準・短期大学設置基準が改正施行され、SD の対象が全ての教職員に拡大されたことにもない、学校法人光星学院（以下、法人）内全教職員を対象として、毎年度 4 月初めの辞令交付式に続いて SD 研修会を実施している。ただし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施せず、代わりに法人理事長が全教授会を回って講話を行い、研修会とした。なお、令和元(2019)年 8 月には職員を対象に「職員の意識改革や行動改革の向上を図る」と題し、自らの職務について考える研修を行った。

また、令和元(2019)年度から新たに「課長研修会」を立ち上げ、年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）、法人内職員の課長職がテーマを持ち寄り、議論を通して相互理解を深めるとともに、円滑な業務フローの実現および課員の業務マネジメントに役立てている。

さらに、内部研修にとどまらず、日本私立大学協会東北支部事務研修会（毎年度 8 月）

をはじめとする外部機関が主催する研修会にも積極的に職員を派遣し、職員の知識習得、能力および資質の向上を図っている。

本学における留学生の受け入れ体制を整備するため、文部科学省が実施した令和元(2019)年度留学生事業に関する業務等説明会や日本私立大学協会主催の令和元(2019)年度国際交流推進協議会へ職員を派遣した。

【資料 4-3-1】学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程

【資料 4-3-2】学校法人光星学院一般職員研修規程

【資料 4-3-3】平成 31 年度学校法人光星学院 SD 研修会次第

【資料 4-3-4】令和元年度学校法人光星学院 SD 研修会実施要項

【資料 4-3-5】令和元年度第 1 回～第 4 回課長研修会資料

【資料 4-3-6】令和元年度私大協東北支部事務研修会資料

【資料 4-3-7】令和元年度日本私立大学協会東北支部講演会資料

【資料 4-3-8】令和元年度文部科学省留学生事業に関する業務等説明会資料

【資料 4-3-9】令和元年度日本私立大学協会国際交流推進協議会資料

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

職員には業務内容に応じた外部研修への積極的な参加を推奨し、また、大学運営の知識・能力を習得する研修を実施することにより、資質・能力の更なる向上を目指すとともに、中核になる職員の育成を図る。加えて、留学生受け入れに対応し得る職員を育成するために、引き続き、文部科学省および日本私立大学協会が主催する各種説明会に職員を派遣する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では全教員に研究室を配しており、そのほか、実技系の研究設備として、音楽室、ピアノレッスン室、美術室、体育館等を備えている。また、研究時間の確保のために基本的に全教員が週 1 日の研修日を確保できるよう時間割を編成している。

研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援として、科学研究費補助金だけでなく、民間ならびに自治体の補助金・助成金などの外部資金獲得に関する情報を関係部署が全教員に配信している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会

規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づき、教員が行う研究のうち、社会通念上または倫理上の問題が生じるおそれのある研究について、厳格な審査を年2回行っている。

また、研究推進委員会が文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にのっとり、毎年度、全教職員を対象に「研究倫理・コンプライアンス教育研修会」を実施している。

【資料 4-4-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程

【資料 4-4-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則

【資料 4-4-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究推進委員会規程

【資料 4-4-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 4-4-5】令和元(2019)年研究倫理・コンプライアンス教育研修会資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費については、「八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程」、「八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領」、「八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要項」、「八戸学院大学短期大学部特別助成にかかる研究計画の公募要領」を定め、適切に運用している。

研究活動の助成費としては「個人研究費」、「特別研究費」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」がある。「個人研究費」については、教授・准教授・講師に18万円、助教に15万円、助手に12万円を配分している。「特別研究費」ならびに「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」については、学長が審査し、配分額を決定している。「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」は毎年度、イノベーションプログラム運営委員会が審査し、配分額を決定している。

令和2(2020)年度の科学研究費補助金については、新規採択は0件、継続1件（研究代表者）である。

本学の個人研究費は大学と比べて少額となっているため、令和元(2019)年度より研究活動推進のために、個人研究費とは別に学会への参加・発表を支援する枠を設けた。運用に際しては発表を伴うか否かで援助する額を変え、使い勝手を良くするために個人研究費との合算を認めている。

【資料 4-4-6】八戸学院大学短期大学部専任教員研究経費助成金取扱規程

【資料 4-4-7】令和元年度八戸学院大学短期大学部研究費取扱要領

【資料 4-4-8】令和元年度八戸学院大学短期大学部特別研究費取扱・申請要領

【資料 4-4-9】八戸学院大学短期大学部特別助成にかかる研究計画の公募要領

【資料 4-4-10】学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要領

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

外部資金獲得に向けた研究活動支援として、民間ならびに自治体の研究に関する補助

金・助成金等の案内を引き続き行う。

また、研究倫理の厳正な運用に向け、全教員の参加を必須としている「研究倫理・コンプライアンス教育研修会」を引き続き開催する。

【基準4の自己評価】

本学では、審議機関として運営会議および教授会を設置している。また、学務部・教務学生課は教育研究活動を支援する事務部門として教学マネジメントを行っている。

教員の配置については、短期大学設置基準に基づいた専任教員数を確保するとともに、教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任に向けて、「八戸学院大学短期大学部教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、対応している。

教育内容・方法の改善および職能開発については、FD委員会が主体となって授業評価アンケート、公開授業、FD研修会などを行っており、その活動内容を「FD報告書」にまとめ図書館で閲覧できるようにしてきたが、平成29(2017)年から「FD報告書」の作成が滞っているため、作成を再開する。

職員の研修については、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程」、「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上および専門性を高めるための研修を行っている。さらに、平成30(2018)年度からスタートした全教職員対象のSD研修会は令和元(2019)年度も継続して実施した。

研究に関しては、研究倫理委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」第2条に基づき、研究倫理審査を厳格に行っている。

研究支援については、研究室を全教員に対し準備するとともに、実技系の研究設備として、音楽室、美術室、体育館等を備えている。また、時間割編成時には、全教員が研究活動推進のため、基本的に週1日研修日を確保できるよう調整している。研究助成については、経済的支援として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム(基金)研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」がある。これらに加え令和元(2019)年度には新たに学会等への出張旅費を補助することとし、さらなる研究促進につながるよう工夫をしている。